

答申第46号
平成15年11月5日

兵庫県知事 井戸敏三様

情報公開審査会
会長 錦織成史

公文書の部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成15年1月20日付け諮問第99号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

- 1 平成12年7月31日に開催されたホームレス対策関係団体連絡調整会議に係る資料
- 2 平成12年11月15日に開催されたホームレス対策関係団体連絡調整会議に係る資料
- 3 平成13年7月11日に開催されたホームレス対策関係団体連絡調整会議に係る資料

(別紙)

答 申

第1 審査会の結論

次の文書に係る部分公開決定において非公開とした部分のうち、別表に掲げる「公開すべき部分」は公開すべきであるが、その余の部分に係る非公開の決定は妥当である。

- 1 平成12年7月31日に開催されたホームレス対策関係団体連絡調整会議に係る資料
- 2 平成12年11月15日に開催されたホームレス対策関係団体連絡調整会議に係る資料
- 3 平成13年7月11日に開催されたホームレス対策関係団体連絡調整会議に係る資料

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、第1記載の3件の公文書(以下それぞれ「本件公文書1」、「本件公文書2」及び「本件公文書3」という。また、これらを合わせて「本件公文書」という。)の公開請求に対して、知事(以下「実施機関」という。)が平成14年5月14日付けで行った部分公開決定(以下「本件処分」という。)を取り消し、その全部を公開するよう求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立書、意見書及び意見陳述において述べられた異議申立ての理由は、次のとおり要約される。

団体名の情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。)第6条第2号の該当性について

ホームレス支援団体は、その問題を広く社会に訴えて問題の解決を図ることを目指しており、その名称が公開されたからといって、それらの社会活動の自由が損なわれることはない。行政機関への要望・要請を出すような活動をしているホームレス支援団体が、支援活動をしている団体として明らかにされたからといってその活動に支障を来すことはありえないし、その「権利」、「競争上の地位」、「正当な利益」が損なわれるとは到底考えられない。

高砂市から提供された特定の団体に関する情報について

ア 条例第6条第6号の該当性

実施機関は、公開するとホームレス対策県・市連絡調整会議(以下「県・市会議」という。)の円滑な実施を妨げ、県と市の信頼関係を揺るがすことになりかねないと主張するが、これは極めてあいまいな理由である。

条例では、「公にすることにより」「当該事務若しくは事業の性質上、当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」場合に非公開とすることができるとされているが、本件では「支障」の内容に具体性はなく、「おそれ」も抽象的で蓋然性がない。

イ 条例第6条第2号の該当性

団体名を非公開とすることの不当性は上記(1)で述べたとおりである。

第3 実施機関の説明要旨

非公開理由説明書、非公開理由補足説明書、非公開理由補足説明資料及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

1 本件公文書について

本件公文書は、平成12年7月31日、同年11月15日及び平成13年7月11日に実施機関が開催したホームレス対策関係団体連絡調整会議（以下「関係団体会議」という。）のために実施機関が作成した会議資料である。

2 高砂市から提供された特定の団体に関する情報について

高砂市から提供された特定の団体に関する情報は、以下の理由により条例第6条第2号及び同条第6号に該当する。

条例第6条第2号の該当性について

本件処分で非公開とした部分には、特定の団体の名称とその活動内容が記載されているが、この情報は高砂市が実態を確認したものではなく、高砂市の福祉事務所を訪れた相談者からの伝聞に基づくものであり真偽は不明である。

特定の団体に関する真偽不明の情報を公開することは、当該団体に対し事実と異なった印象や、風説による無責任な評価を与えるおそれがある。また、公開された情報により団体の活動内容に対して近隣住民から苦情が寄せられ、当該団体の活動に制限が加えられるおそれがある。

条例第6条第6号の該当性について

非公開部分に記載されている情報は、県・市会議において高砂市から情報提供されたものである。これを公開することは、県と高砂市との信頼関係を揺るがすこととなりかねず、県・市会議の円滑な実施を妨げ、ホームレス対策に係る事業の推進に支障を生じるおそれがある。

3 団体の名称について

団体の名称は、以下の理由により条例第6条第2号に該当する。

行政機関に対して苦情・陳情を寄せた団体の名称について

行政機関に対して苦情・陳情を寄せた団体の名称を公開すると、当該団体が行うホームレス問題への取り組みは行政機関に対する苦情等が主な活動内容であるとの印象を与え、団体に対してマイナスのイメージが作られるおそれがあり、その結果、団体の自由な活動に制限が加えられ、活動に支障を及ぼすおそれがある。

「ホームレスを支援する団体の名称」欄に記載されている団体名について

「ホームレスを支援する団体の名称」欄に記載されている団体の中には、ホームレスに対する支援活動について県が十分に把握していない団体、あるいは、現に支援活動を行っていない団体もある。

活動の真偽を把握していない団体の名称を公開することは、当該団体がホームレスに対し、あたかも支援を行っているような不確定な評価を一般県民に与えかねない。このことが、当該団体が本来の活動目的とは違った活動を行っているような印象を与え、支持をしてきた者にあらぬ誤解を招き、団体の活動に支障を生じるおそれがある。

第4 審査会の判断

1 本件公文書の概要

本件公文書は、平成12年7月31日、同年11月15日及び平成13年7月11日に開催された関係団体会議のために実施機関が作成した会議資料であり、本件処分で非公開とされた部分は別表のとおりである。

2 非公開情報該当性について

高砂市から提供された特定の団体に関する情報について

ア 実施機関は、次の部分の情報を条例第6条第2号及び同条第6号に該当するとして非公開としている。これらの部分には、特定の団体の名称及びその活動内容が記載されていることが認められる。

本件公文書1のうち、別表の

本件公文書2のうち、別表の

本件公文書3のうち、別表の

イ 条例第6条第6号の該当性

実施機関は、上記アに掲げた情報は県・市会議において高砂市から情報提供されたものであり、これを公開すると県と高砂市との信頼関係を損なうおそれ、県・市会議の円滑な実施が妨げられるおそれなどがあるとして、条例第6条第6号に該当すると主張す

る。条例第6条第6号は、県の機関若しくは国若しくは他の地方公共団体が行う事務若しくは事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報と規定している。

本件公文書は、関係団体会議のために実施機関が作成した会議資料であるが、基本的には特定の団体名が挙げられていないにもかかわらず、ここでは特定名が挙げられており、かつ、未確認情報である。この会議の目的が未確認情報でもホームレス支援活動を行っている可能性のある団体とその活動内容を全て把握するといったようなものでないことは本件公文書の記載から明らかであって、そのようなところにこのような情報を記載したうえで、それを行政上の支障を理由に非公開とすることは条例の趣旨に適合しない。したがって、上記アに掲げた情報は、条例第6条第6号に該当するとは認められない。

ウ 条例第6条第2号の該当性

次に実施機関は、上記アに掲げた情報は、特定の団体に関する真偽不明の情報であるため条例第6条第2号に該当すると主張する。条例第6条第2号は、法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを非公開情報と規定している。

ホームレスの支援を本来の活動としている団体がホームレスの支援活動を行ったこと自体は基本的には非公開情報とは言えないが、本件に関してはたまたま未確認の伝聞情報が記載されたものであって、その意味で当該団体がホームレスの支援活動を行っているかどうかを確認されていないものである。本件処分では非公開とされたのは特定の団体の名称とその活動内容であるが、これを公開することによって団体に対する周囲からの評価に影響を及ぼし、その団体の活動に支障を生ずるおそれがないとはいえない。しかし、団体名を非公開とすれば、その余を公開してもそのようなおそれはない。したがって、上記アに掲げた情報のうち、団体名は条例第6条第2号に該当すると認められるが、その余は同号に該当するとは認められない。

行政機関に対して苦情・陳情を寄せた団体の名称

ア 実施機関は、次の部分の情報を条例第6条第2号に該当するとして非公開としている。これらの部分には行政機関に対して苦情・陳情を寄せた団体の名称が記載されていることが認められる。

本件公文書1のうち、別表の（ただし、「ホームレスを支援する団体の名称」欄を除く。）

本件公文書3のうち、別表の

イ 実施機関は、上記アに掲げた情報を公開すると団体の自由な活動に制限が加えられ、活動に支障を及ぼすおそれがあると主張する。しかし、団体は自らの判断と責任により、行政に対する苦情・陳情を含む様々な社会活動を行っているものであり、ホームレスを支援する団体がホームレス支援に係る陳情等を行った団体としてその名称が公開されても、団体の社会活動の自由が害されるとは認められない。したがって、上記アに掲げた情報は条例第6条第2号には該当しないものと判断する。

ホームレスを支援する団体として掲載された団体の名称

ア 実施機関は、本件公文書1のうち、別表の（ただし、「ホームレスを支援する団体の名称」欄に記載された団体名に限る。）を条例第6条第2号に該当するとして非公開としている。

イ 実施機関の説明によると、これらの団体の中にはホームレスに対する支援活動について実施機関が十分に把握していない団体、あるいは、現に支援活動を行っていない団体もある。

このような不正確な情報が、公文書の公開という形で公的機関の情報として公開されると、実際には事実確認ができていないにもかかわらず、公的機関が認定した客観的事実情報として誤解して取り扱われる可能性があるかと推察できる。そうすると、非公開部分が公開されれば、実際にはホームレス支援を行っていない団体が同支援を行っている団体とみなされ、いらぬ誤解を受けることにより団体のイメージや信用を損なうおそれがある。しかし、実際にホームレス支援を行っている団体についてはそのようなおそれはない。したがって、本件公文書1の作成時においてホームレス支援を行っていたことを実施機関が把握していない団体の名称は条例第6条第2号に該当すると認められるが、その余は同号に該当するとは認められない。

なお、「ホームレスを支援する団体の名称」欄には、「ホームレス関連」、「被災者関連」及び「その他」の項目が立てられ、団体名が各項目に分類されて記載されている。「その他」の欄に記載されている団体はその名称等からホームレス支援活動以外の活動も行っている可能性があると考えられたものであり、その団体が行うホームレス支援活動に対する評価を加えているものではないことは明らかである。したがって、この項目に記載された団体名（ホームレス支援を行っていると確認されたもの）を公開してもその団体の利益を害するものとは考えられない。

3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

別表

		本件処分で非公開とされた部分	公開すべき部分
本 件 公 文 書 1		「 ホームレス問題の現状と課題について」の「4 県下各市のホームレスの対応状況」のうち、「(9)高砂市」の項の一部	団体名を除く部分
		「 県内のホームレス問題を取りまく現状について」のうち、団体名	行政機関に対して苦情・陳情を寄せた団体の名称 「ホームレスを支援する団体の名称」の欄のうち、本件公文書1の作成時においてホームレス支援を行っていたことを実施機関が把握している団体の名称
本 件 公 文 書 2		「 ホームレス問題の現状等について」の「2(2)イ 関係市の状況及び対策」のうち、「 高砂市」の項の一部	団体名を除く部分
本 件 公 文 書 3		「1 ホームレス問題の現状等」の「県内関係市の現状と取組み状況」の「3 尼崎市」のうち、団体名	団体名
		「1 ホームレス問題の現状等」の「県内関係市の現状と取組み状況」の「9 高砂市」の項の一部	団体名を除く部分

(参考)

審査の経過

年月日	経過
15.1.22	・ 諮問書の受領
15.2.10	・ 実施機関の非公開理由説明書の受領
15.3.11 (第142回審査会)	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取
15.5.22	・ 実施機関の非公開理由補足説明書の受領
15.5.27 (第144回審査会)	・ 実施機関の職員から非公開理由の補足説明を聴取
15.5.30	・ 異議申立人の意見書の受領
15.6.23	・ 実施機関の非公開理由補足説明資料の受領
15.6.25 (第145回審査会)	・ 実施機関の職員から非公開理由の補足説明を聴取
15.8.4	・ 異議申立人の意見書の受領
15.8.6 (第146回審査会)	・ 異議申立人から意見を聴取
15.9.22 (第148回審査会)	・ 審議
15.11.5 (第149回審査会)	・ 審議 ・ 答申